

三次市教育委員会告示第24号

三次市公立学校非常勤講師設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年8月28日

三次市教育委員会委員長 沖田 稔

三次市公立学校非常勤講師設置要綱の一部を改正する告示

三次市公立学校非常勤講師設置要綱（平成21年三次市教育委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項を次のように改める。

2 校長は、毎月末までの非常勤講師の勤務実績を、実施報告書により速やかに教育委員会に報告するものとする。

附 則

この告示は、平成24年9月1日から施行する。